

川崎市上下水道局規程第17号

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年川崎市上下水道局規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第5の14の項中「の看護」を「の看護等」に、「を看護する」を「の看護等をする」に改め、同表備考中「であって、任用期間が6月以上」を削る。

別表第5の付表第3中「看護」を「看護等」に、

「

5日以上	217日以上	1日	1日	1日	2日	3日	5日	7日
4日	169日から 216日まで	1日	1日	1日	1日	2日	5日	5日
3日	121日から 168日まで	0日	1日	1日	1日	1日	5日	5日

」

を

「

5日以上	217日以上	5日	5日	5日	5日	5日	5日	7日
4日	169日から 216日まで	5日	5日	5日	5日	5日	5日	5日

3日	121日から 168日まで	5日	5日	5日	5日	5日	5日	5日
----	------------------	----	----	----	----	----	----	----

」

に、

「

5日以上	217日以上	1日	2日	2日	3日	4日	10日	10日
4日	169日から 216日まで	1日	1日	2日	2日	3日	10日	10日
3日	121日から 168日まで	0日	1日	1日	2日	2日	10日	10日

」

を

「

3日以上	121日以上	10日	10日	10日	10日	10日	10日	10日
------	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

」

に改める。

別表第5の付表第4中

「

5日以上	217日以上	1日	1日	1日	2日	2日	5日	5日
4日	169日から 216日まで	1日	1日	1日	1日	2日	5日	5日
3日	121日から 168日まで	0日	1日	1日	1日	1日	5日	5日

」

を

「

3日以上	121日以上	5日	5日	5日	5日	5日	5日	5日
------	--------	----	----	----	----	----	----	----

」

に、

「

5日以上	217日以上	1日	2日	2日	3日	4日	10日	10日
4日	169日から 216日まで	1日	1日	2日	2日	3日	10日	10日
3日	121日から 168日まで	0日	1日	1日	2日	2日	10日	10日

」

を

「

3日以上	121日以上	10日	10日	10日	10日	10日	10日	10日
------	--------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

」

に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。